

加古川水系 下流圏域

河 川 整 備 計 画

平成 16 年 11 月

兵 庫 県

目 次

ページ

第1章 河川整備計画の目標に関する事項	1
第1節 加古川水系下流圏域の流域及び河川の概要	1
1. 圏域の概要	1
2. 流域の概要	2
3. 河川の概要	3
第2節 河川整備の現状と課題	5
1. 治水の現状と課題	5
2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題	5
第3節 河川整備計画の目標	7
1. 河川整備計画の対象区間	7
2. 河川整備計画の対象期間	7
3. 河川整備計画の適用	7
4. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	9
5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	9
6. 河川環境の整備と保全に関する目標	9
第2章 河川の整備の実施に関する事項	10
第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要	10
1. 流下能力向上対策	10
2. 河川環境の整備	21
第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所	22
1. 河川管理施設の維持管理	22
2. 河川占用及び工作物の設置等への対応	22
3. 河川環境の維持	22
4. 水量・水質の保全	22
第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	23
1. 河川情報の提供による水防活動の支援等	23
2. 流域における取り組みへの支援等	23

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 加古川水系下流圏域の流域及び河川の概要

1. 圏域の概要

河川整備計画の候補となる河川は、下図に示す通り一級河川加古川下流部の支川（ただし、別府川及びその支川は播磨灘に直接流入）合計10河川であり、主に加古川市及び加古郡稲美町、播磨町内を貫流している小河川である。

このうち加古川右岸に位置する小川、西川及び左岸上流の草谷川は山地流域を持つが、左岸下流に位置する曇川、別府川はおおむね平地流域である。

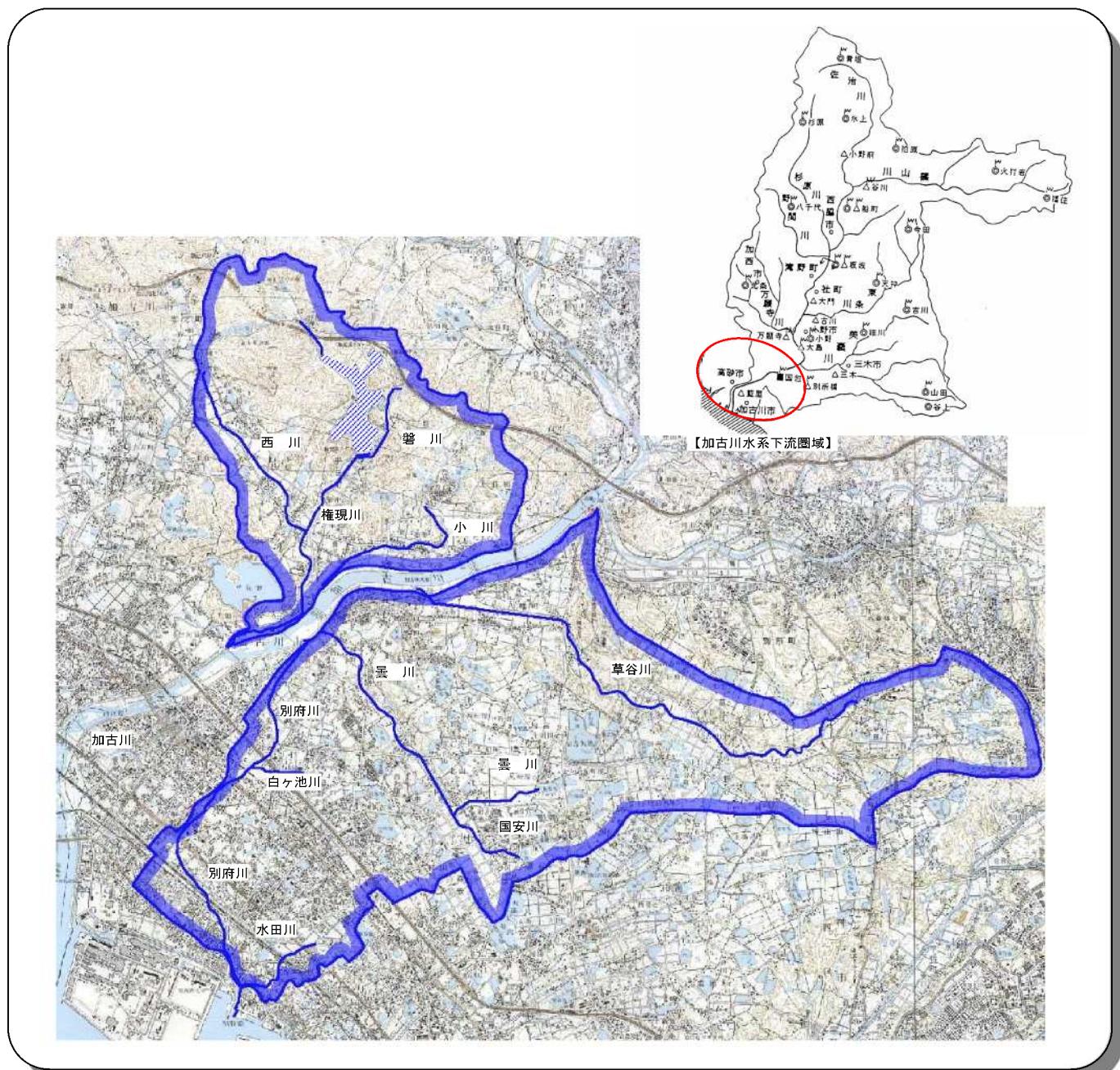


図-1.1.1 加古川水系下流圏域の河川及び流域図

2. 流域の概要

加古川はその源を丹波、但馬、播磨の境界に連なる氷上郡青垣町の粟鹿山(962m)に発し、遠阪川、葛野川、柏原川、牧山川、岩屋谷川等を合わせながら氷上低地、柏原盆地を南流し、氷上郡山南町井原において、加古川水系の支川としては最大の流域面積を有する篠山川を合流する。その後、杉原川、野間川等を合わせ、西脇市と滝野町との市町界付近より国土交通大臣管理区間を流れて東条川、満願寺川、美嚢川等を合わせ、加古川市、高砂市の市界を流下し、播磨灘に注ぐ一級河川である。その流域面積は約 1,730km²で兵庫県内の 9 市 14 町を包含する。

このうち、加古川水系下流圏域は、前の図に示した加古川下流部左右岸に合流する小支川の流域で、その流域面積の合計は約 87km²、流路延長は約 58 km である。関連市町は、加古川市、三木市、神戸市、加古郡稻美町及び播磨町の 3 市 2 町である。

下流圏域の地形は、加古川右岸の西川、小川等の山地部を除けば、おおむね標高 50m 以下の沖積平野に位置する。河口周辺は近年の重化学工業の立地による埋立地となっている。

土地利用は、約 20% が山地で、残り約 80% は水田、畑などの農作地と宅地等の平地である。

主な流域関連市町である加古川市、播磨町、稻美町の合計人口は、平成 12 年（2000 年）10 月 1 日現在で約 33 万人を数え、全体としては人口微増傾向にある。

産業別就業人口では、下流部の重化学工業の立地を背景に、第 2 次産業への就業人口比率が県内でも特に高く、各市町とも概ね 40% 台におよんでいる。

気候は、瀬戸内型気候に属しており、年平均降水量は約 1,000 mm（平成 5 年～平成 10 年平均）と少雨である。また、年平均気温は 17℃ 程度（平成 5 年～平成 10 年平均）であり、兵庫県内では比較的温暖な地域といえる。

地質は、一部に第三紀層に属する礫・砂・粘土もみられるが、平野部の大半は第四紀層に属する堆積土の分布となっている。

流域の植生は、丘陵部はアカマツーモチツツジ群集からなる代償植生が多く占めている。また平野部は、水田雑草群落やため池周辺のウキクサクラス・ヒルムシロクラスが比較的多く占めていることが特徴的である。

流域は全体的に起伏に乏しく、全体が中流域の様相を呈しており比較的単調な生物相となっている。部分的に人為的影響の受けていない自然豊かな地域があり、希少種も確認されている。

西の加古川、東の明石川の間に位置する当地（印南野台地）は、雨が少なく水に恵まれない荒れ野であったため、小さな川をせき止めてため池が作られたことから、日本を代表するため池の密集地として有名である。

土木技術の進歩した江戸時代になると、新井用水などを通じて加古川の河川水を揚水し、ため池に貯留、灌漑することにより急速に水田化が進んだ。

集落の形態は明治・大正に入っても近世の姿をとどめていたが、昭和後期になり米作から近郊農業へ転換が進むと、ため池の役割が低下し工場用地への転換が見られるようになった。

近年では、ほ場整備がかなり整うとともに、道路網の発達を背景に工業化・住宅地化が進んでいる。

産業においては、当圏域を含む加古川流域は県内でも有数の農業地域であり、米やいも類、トマト・キャベツなどの野菜、スイカ・ブドウ・メロンなどの果実、花木の生産が盛んである。これらの農作物のうち、酒米・山田錦は全国ブランドとして広く知られている。

3. 河川の概要

加古川下流圏域の河川のうち、加古川左岸側の河川は、加古川によって形成された扇状地を流下し加古川に流入する草谷川、曇川と、直接播磨灘に流れる別府川がある。右岸側の河川は、いずれも山地流域を持ち加古川に流入する西川、小川がある。

(1) 曙川

圏域の中央に位置する曙川は、加古川市東部及び稻美町の低平地を北西に流下している。沿川には農地、集落が混在し、また流域にはため池が多く見られる。

曙川は加古川に対して内水河川となっており、加古川の水位の高い時は、曙川ポンプ場で排水を行っている。加古川への排水樋門から曙川ポンプ場の区間にかけて、堤防は右岸側が加古川の堤防、左岸側がJR加古川線となっている。曙川ポンプ場から国安川合流点の間は築堤の単断面形状で、堤防は概ね整備されているが、護岸は整備されていない区間がある。

国安川合流点より上流においては、堤防天端部に植樹等を行い遊歩道として整備されている。

河道周辺は市街化がさほど進んでいないため、河岸沿いにある程度多様な植生群落が形成されているが、その多くの区間が草刈り、草焼きなどの人為的作用を受けており、セイタカアワダチソウが優占する傾向にある。また、上流域には植樹による桜並木がみられる。下流域は、上流域よりも植物の出現種数が多く木本群落もみられる。この地域は人為的影響をほとんど受けておらず、希少種のゴキヅル、サデクサがみられる。

生息魚類としては、汚濁耐性の強いコイ・フナ類、平坦な地形で卓越するオイカワが多くを占めている。所々にある取水堰により流路が分断されているため、上流の魚類相が貧弱化している。希少種は、イチモンジタナゴ、ヤリタナゴ、カネヒラの生息が確認されている。

鳥類は、希少種として指定されているチュウサギ、コアジサシ、カワセミ、オオヨシキリの生息が確認されている。

国安川（曙川支川）は、曙川と同様農地を流域に持ち、流域内にはため池が多い。堤防天端部は整備され道路と兼用されている。

(2) 別府川、水田川

加古川市の市街地中心部を貫流する別府川は、河口から中流部に至るまで河川高潮対策事業、広域基幹河川改修事業でおおむね一次改修が終わっている。河口部の高潮区間の堤防はパラペット形状で、護岸はコンクリートブロック護岸で整備されている。それより上流の一次改修区間は単断面の掘込み河道でコンクリート護岸で整備されている。

流域のほとんどは市街地であり、別府川下流部の左右岸ともに堤内側には道路が走っており、その両側には家屋が建ち並ぶ典型的な都市河川となっている。

別府川上流部はまだ上流の曙川につながっていないため、水量は少ない。

良野大橋付近から下流は感潮区間となっており植生はほとんど無いが、これより上流へいくと水深は徐々に浅くなり、白ヶ池川合流点より上流においては農業排水や生活排水が流れ込み栄養過多の状況のため、河道内にヨシ等が繁茂している。

生息魚類は、外来肉食種であるブルーギルおよびギンブナが多く、希少種のヤリタナゴや要注目種のメダカ、ドジョウもみられる。

水田川は、加古川市と加古郡播磨町の境界の工場地帯を流下しており、河口から浜幹線までは河川高潮対策事業で改修が完了しているが、その上流の未改修区間は極端に川幅が小さく、住宅地の間や農地の中を流れている。河道はおおむね単断面の掘込み河道である。

下流部の感潮区間の河道は矢板護岸やコンクリートブロック護岸で、家庭雑排水が流入している。植生はほとんど見られない。

生息魚類は、メダカ、フナ等が多く、希少種のヤリタナゴも確認されている。

(3) 草谷川

草谷川は、神戸市西区に源を発し丘陵地をほぼ西流し、厄神橋と交差した後天井川に近い形態となり草谷川樋門で加古川に合流する。

このため、この区間の堤内地は洪水時には草谷川に流入出来ない内水流域となる。

河道は、厄神橋より下流が広域一般事業で半分ほど改修済みである。中上流部についても農業構造改善事業や局部改良事業で一次改修が行われている。

下流部の改修済み区間は、堤防天端付近の土羽部に芝等が植えられているが、河床には植生が少ない。また、一部の区間では階段等が設けられている。また、水量が少ないと加えて農地や住宅地の間を流れているため、家庭や家畜小屋からの排水の影響を受けている。

河道周辺で植物に対する人為的作用（草刈り、草焼き等）が大きい場所では、セイタカアワダチソウやヨモギ、クズが、また小さい場所ではツル性植物（クズ、カナムグラ）、高茎植物（ヨシ、ツルヨシ、セイタカアワダチソウなど）、樹林（クヌギ、モウソウチク、シンジュなど）が多く確認されている。また、下流域では貴重種のゴキヅル、ミクリ属の一種、サデクサがみられる。

生息魚類は、要注目種のメダカ、次いでオイカワ、ブルーギル、ギンブナが多く占めている。

鳥類は、希少種としてはチュウサギ、絶滅危惧種のミサゴ、危急種のオオジシギ、カワセミが確認されている。

両生類の希少種として、ダルマガエルが確認されている。

(4) 西川、権現川、磐川、小川

加古川右岸に合流する西川は、加古川市北部の山地部に源を発し、山地、丘陵地にはさまれた平地部を流下する。河道はおおむね単断面の掘込み河道である。支川権現川についても河道形状は同様である。一方、権現川支川の磐川はトンネル河川である。権現川の上流には利水目的の権現ダムが作られている。

西川の東部に位置する小川は山地流域を持つが、河道は加古川右岸の平地部を流下する。河道はおおむね単断面の掘込み河道である。

西川、権現川、磐川、小川は災害助成事業等で改修が行われ、おおむね所定の治水安全度を有している。

また、これらの河川は改修が古く、河道内の砂州上にはツルヨシ等が繁茂している。

第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

下流圏域の治水事業は昭和30年代から被害を受けた箇所について、災害復旧工事等により護岸工および河床掘削を主体とした工事が行われてきたが、昭和57年災、58年災、62年災、63年災、平成2年災等、度々浸水災害を被っててきた。

特に昭和58年9月28日の台風10号における被害が大きく、加古川市で床上浸水53戸、床下浸水460戸、農地冠水578ha他、多数の被害が発生した。

これらの災害に対し、河口部の河川高潮対策事業および一般区域の中小河川改修事業、災害助成事業、災害関連事業、農業構造改善事業等で、各河川の改修が行われ、小川、西川、権現川については、災害助成事業等により、また磐川については、加古川工業用水道事業(2期)により改修しており、別府川、水田川および草谷川は現在も改修が進行中の状況にある。

現在までの改修による河川の安全度は、加古川右岸側の4河川は整備目標流量に対し、家屋への浸水を防ぐ対策がおおむね完了しており、加古川左岸側の別府川では河口から白ヶ池川合流点の上流約1,200mの区間において一次改修が行われ、支川白ヶ池川全区間、水田川では河口から浜幹線まで約1,100m、草谷川では加古川合流点から約940mと厄神橋の下流約480mについて対策が概ね終了している状況にある。

しかしながら、曇川、別府川、水田川および草谷川では、人口・資産等が集中している加古川市、稻美町及び播磨町を貫流しているにも関わらず、その改修状況は未だ不十分な区間があり、整備途上段階において現況流下能力以上の洪水が発生した場合には、いずれも低平地河川であることから甚大な被害が予想され、その対応が緊急の課題である。

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題

圏域の下流域（別府川・水田川流域）の用水は、加古川から取水している。加古川大堰から取水した用水は五ヶ井用水路を経て曇川に流入し、さらに用水路へ分派して流域の水路網に流れ込んでいる。また、曇川、西川、権現川及び小川流域には多くのため池があり、この水を農業用水として利用している。草谷川では、かんがい用として取水堰により河川水を取水している。なお、河川の渇水による農業用水への影響については大きな問題は生じていない。

水質について、下流圏域で生活環境の保全に関する環境基準の指定があるのは別府川だけである。その別府川は、近年、下水道の整備の推進などにより水質は改善されてきているものの環境基準値C類型を達成していない。他の河川については、白ヶ池川はE類型の基準値も満たしておらず、圏域の中で最も水質は悪い。

曇川は環境基準値のB～D類型相当である。水田川は水量が少なく夏期は水が停滞し、pHとCOD（化学的酸素要求量）の値が高くなっている。草谷川はBOD（生物化学的酸素要求量）の値が低く比較的良好な水質であるが、DO（溶存酸素）の値が低い。加古川右岸の西川、権現川は、下流部の小山橋地点でBODがC類型相当であり、小川の中流地点小野橋ではE類型相当で生活排水の影響を受けている。

今後の水質については、曇川流域では下水道の整備を平成16年度より着手するため、平成20年頃には水質は好転するものと思われる。別府川流域の下水道面整備率は平成14年度末予定で55%であり、今後も計画的に整備を進めるため、水質は改善されると思われる。水田川については、平成14年度末予定の下水道面整備率は51%であり、今後の整備推進によりさらに水質は良くなるものと思われる。

動植物については、加古川左岸の河川は低平地部を流れていることから、周辺植物の科目は限られており、ヨシ、マコモ、オギなどの群落やヤブガラシ・クズ群落などが多い傾向にある。また、堤防周辺が人家や畠地である区域は人為的作用の介入が多く、植物遷移の初期

段階を人工的に繰り返している場合が多い。魚類は、生活雑排水の流入、堰による分断、河道形態の単調化により魚類相も単調化し、これに対応できる魚種として下流域ではフナやブルーギル等が、中上流域ではオイカワ、メダカ、ギンブナが多く生息している。

一方加古川右岸の河川は、西川、権現川、磐川及び小川の上流域の丘陵地には、播磨中部丘陵県立自然公園が広がり、豊かな自然環境に恵まれている。自然公園内には、マダラナニワトンボやベッコウトンボ、ハネビロエゾトンボなどが、また、付近の池や河川にはコイやフナ、オイカワなどが多く生息している。

河川空間の利用は、市街地では主に堤防天端を兼用道路として、周辺が田畠の区間では生活道路や散策路として流域住民の生活に深く関与している。特に、曇川の国安川合流点上流は緑道公園として桜並木が整備されており、また、草谷川下流部の改修済み区間では低水路の整備や堤防天端付近への草花の植栽等、いずれも人々に潤いと安らぎの場を提供している。

また、加古川右岸では権現ダム、平荘湖などのまとまった水面と、ため池群及び自然公園を河川、水路網や自然歩道で一体化したレクリエーションゾーンが人々に利用されている。

圏域の河川は、動植物の生育・生息場であると同時に、古くから周辺住民の生活の一部として深く関わりを持ち続けている。このため希少種の保全をはじめ、多種・多様な動植物の生育・生息に適した河床および河岸形態や水質の改善、人々が水や自然に親しむことができ憩いを与えられる空間を整備していく必要がある。

第3節 河川整備計画の目標

1. 河川整備計画の対象区間

河川整備計画の対象は、加古川水系下流圏域の国土交通大臣管理区間を除く全ての法定河川とし、そのうち計画的に整備を進める区間は曇川、別府川、水田川及び草谷川の図-1.3.1に示すとおりとする。なお、河川の維持は圏域内の全ての法定河川で行うこととする。

2. 河川整備計画の対象期間

本整備計画の対象期間はおおむね 20 年とする。

3. 河川整備計画の適用

本整備計画は、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況を考慮の上策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等によっては、適宜、本整備計画の対象河川・対象区間及び対象期間の見直しを行うものとする。



図-1.3.1 河川整備計画対象河川位置図

4. 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標

現在の改修事業の進歩状況も踏まえ、近年の著名な洪水のなかで最大である昭和58年9月台風10号と同程度の洪水を安全に流下させることを目標とする。また、水田川については平成2年9月豪雨と同程度の洪水を安全に流下させることを目標とする。

整備途上段階における施設能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水の発生に対しては、関係機関や地域住民などと密接な連絡や協力を保ち、降雨時における雨量、水位などの情報を提供することにより地域の水防活動を支援し、被害の軽減に努める。

5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用については、曇川、別府川及び草谷川において農業用水として耕地へのかんがいに利用されており、今後も関係市町や利水者と連携し、適正な水利用を図るものとする。さらに、低水流量観測の実施等によりデータの蓄積に努める。

曇川、別府川、草谷川及び水田川における水質については、今後も関係市町や水利関係者、住民と連携し、その保全に努める。

また、河川水の利用の現況、河川景観、動植物の生息・生育環境等に配慮し、河川管理者や関係市町、利水関係者、住民の協力のもと、節水、地下水涵養など有効利用を図ることにより平常時の流量の増大に努めるものとする。

さらに、異常渇水時には、関係市町、利水関係者等の関係機関と連携し、節水等の広報活動を支援するとともに、必要に応じて行政機関、利水者間の水利用調整のための情報提供に努める。

6. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川整備に際しては、人工的な改変を極力抑え、現在の河川環境に与える影響が極力少なくなるよう努める。

また、水辺へのアプローチを設けるなど、水辺の親水性を確保する。

さらに、河川水質については、今後も地域住民や関係機関、河川利用者と連携をとりながら、維持・改善を図っていく必要がある。

一方、工事施工にあたっては、工事に伴う河川や周辺の自然環境へ与える影響の軽減に極力努め、良好な自然環境の整備と保全に努めるものとする。

第2章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに

当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

1. 流下能力向上対策

整備目標流量を安全に流下させることを目的に、下記の場所で河川工事を実施する。
各河川の概要を図-2.1.1～4に示す。

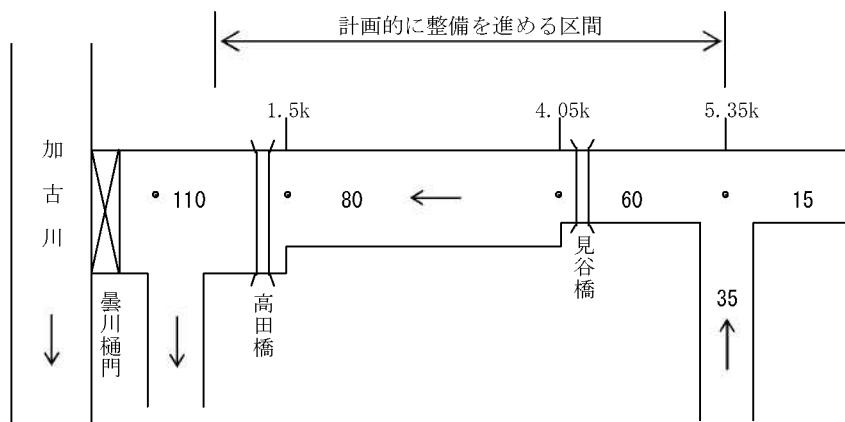
表-2.1.1 流下能力向上対策

河川名	場所	区間延長 (km)	主な整備内容
曇川	JR加古川線橋梁 ～国安川合流点	約4.9	・河道拡幅・築堤・河床掘削 ・護岸整備・橋梁架替(16箇所) ・堰改築
別府川	河口 ～JR加古川線橋梁	約8.6	・河床掘削・新川開削・護岸整備 ・橋梁架替(11箇所)・分派施設 ・ポンプ場増設
水田川	別府川合流点 ～法定河川上流端	約2.1	・河道拡幅・築堤・河床掘削 ・護岸整備・橋梁架替(12箇所)
草谷川	加古川合流点 ～厄神橋	約2.9	・河道拡幅・築堤・河床掘削 ・護岸整備・橋梁架替(5箇所) ・樋門改築

(1) 曇川

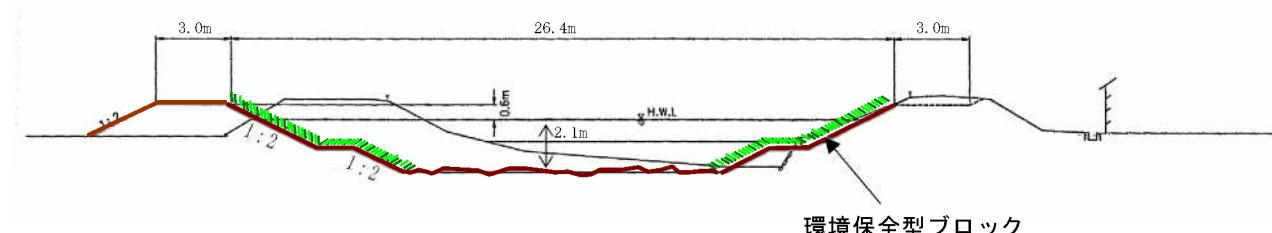
曇川支川国安川合流点から曇川樋門までの現状河道は、河積不足のため整備目標流量（昭和58年9月の台風10号と同程度の洪水流量）が流下出来ない。また、曇川は内水河川のため、近年内水氾濫による被害が発生している。

このため、整備目標流量を安全に流下させること、内水氾濫の軽減を図ることを目的に、図2.1.1に示す箇所において河道拡幅、築堤等を行い、河積の増大を図る。

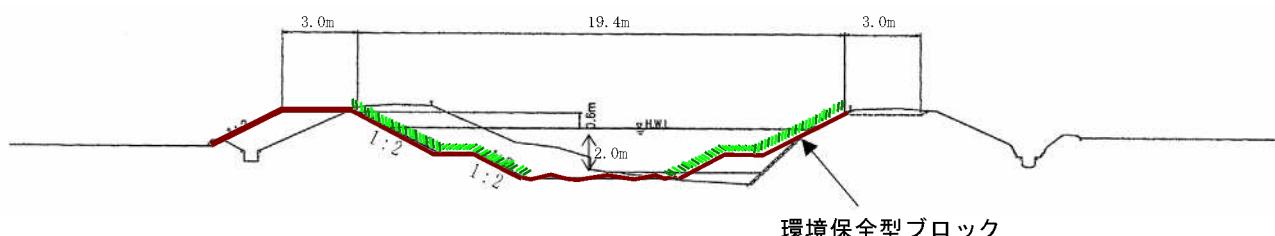


曇川整備目標流量配分図

高田橋付近



見谷橋付近



曇川代表横断図 ($S=1:300$)

図-2.1.1(1) 曙川整備計画概要図

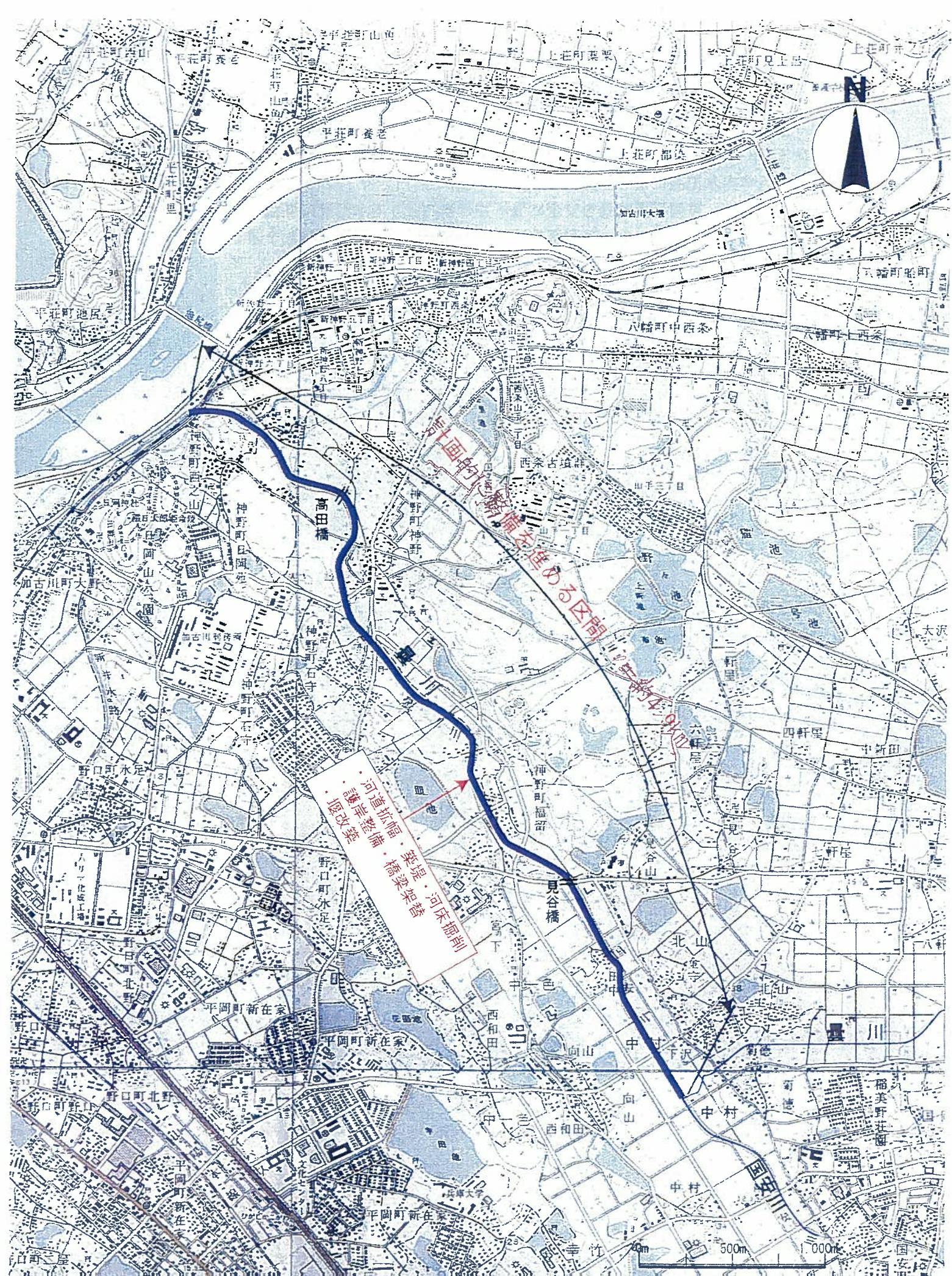
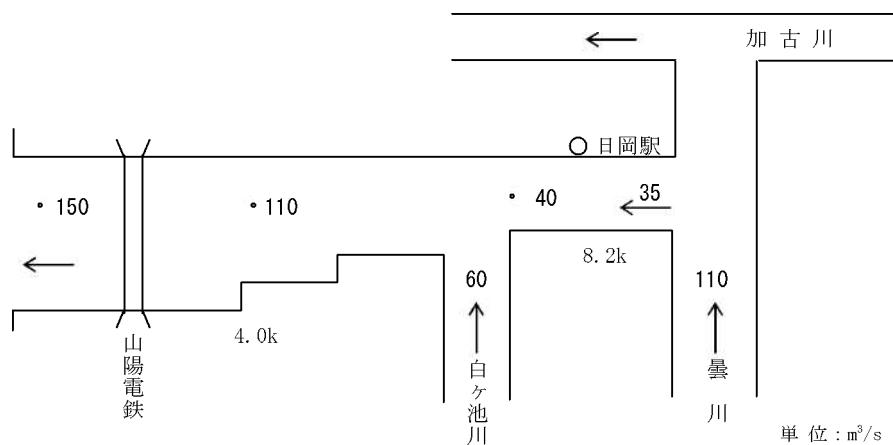


図-2.1.1(2) 畠川整備計画対象河川位置図 S=1/25,000

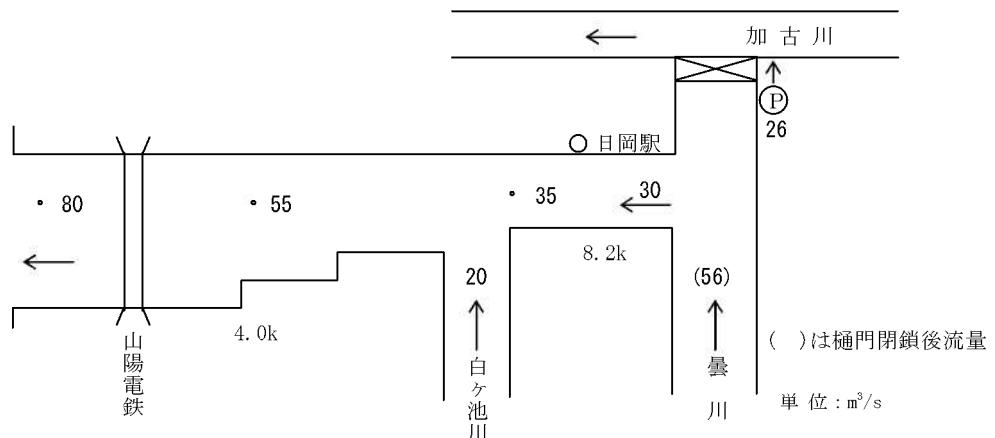
(2) 別府川

支川白ヶ池川合流点から下流の別府川は河川高潮対策事業や中小河川改修事業等で一次改修を行っているものの、現状河道は河積不足のため整備目標流量（昭和58年9月の10号台風と同程度の洪水流量）が流下出来ない。このため、整備目標流量を安全に流下させることを目的に、図2.1.2に示す箇所において河床掘削、護岸整備等を行い、河積の増大を図る。さらに上流曇川からの分派量を処理するための新川を開削中であり、これを曇川まで延伸することにより曇川・別府川水系の治水安全度の向上を図る。

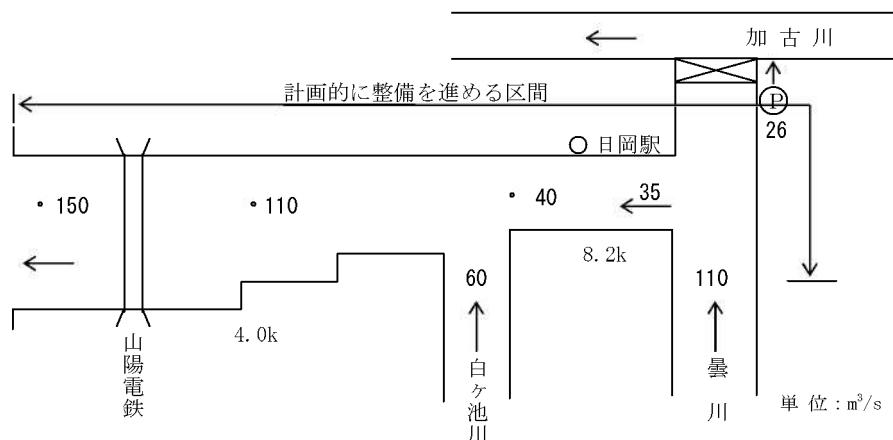
なお、上流端に分派施設を設けるとともに、曇川ポンプの改築を行う。



暈川自流時の整備目標流量配分図



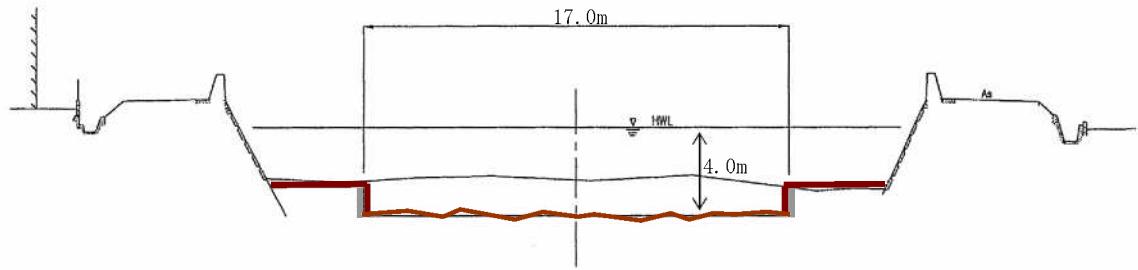
暈川内水時の整備目標流量配分図



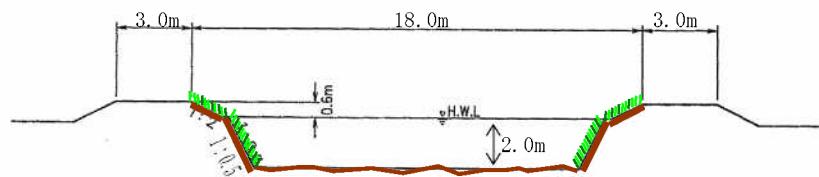
暈川自流・内水を考慮した整備目標流量配分図

図-2.1.2(1) 別府川整備目標流量配分図

山陽電鉄付近



J R 日岡駅付近（新川工事区間）



別府川代表横断図 (S=1:300)

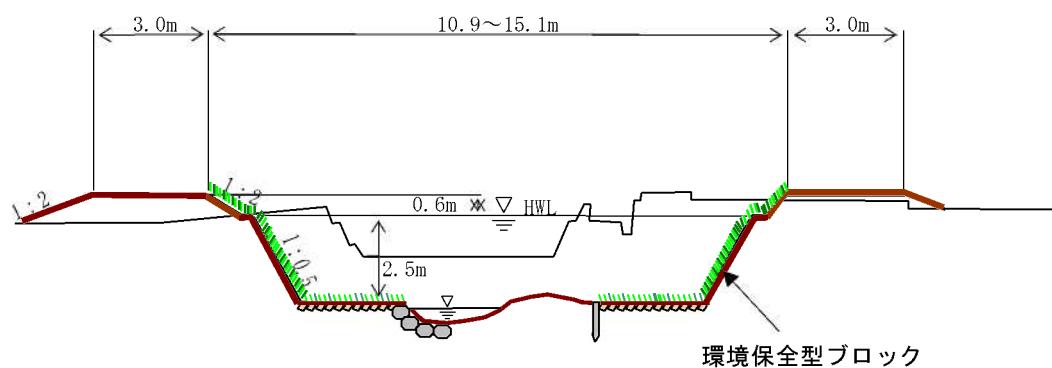
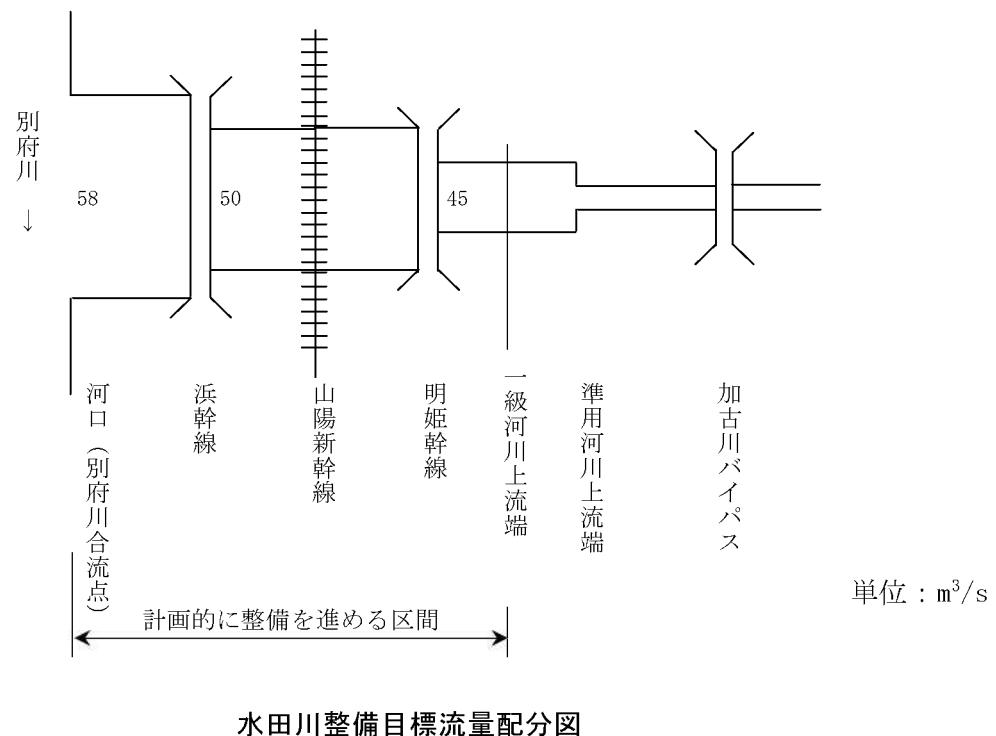
図-2.1.2(2) 別府川整備計画概要図



図-2.1.2(3) 別府川整備計画対象河川位置図 S=1/25,000

(3) 水田川

水田川は浜幹線までの改修が完了しているものの、その上流は現状河道の河積不足のため、整備目標流量（平成2年9月豪雨と同程度の洪水流量）が流下出来ない。このため、整備目標流量を安全に流下させることを目的に、図2.1.3に示す箇所において河道拡幅、河床掘削等を行い、河積の増大を図る。山陽新幹線、山陽電鉄との交差部については、構造、下流への影響など、十分な調査・検討した上で、実施する。



水田川代表横断図 ($S = 1 : 200$)

図-2.1.3(1) 水田川整備計画概要図

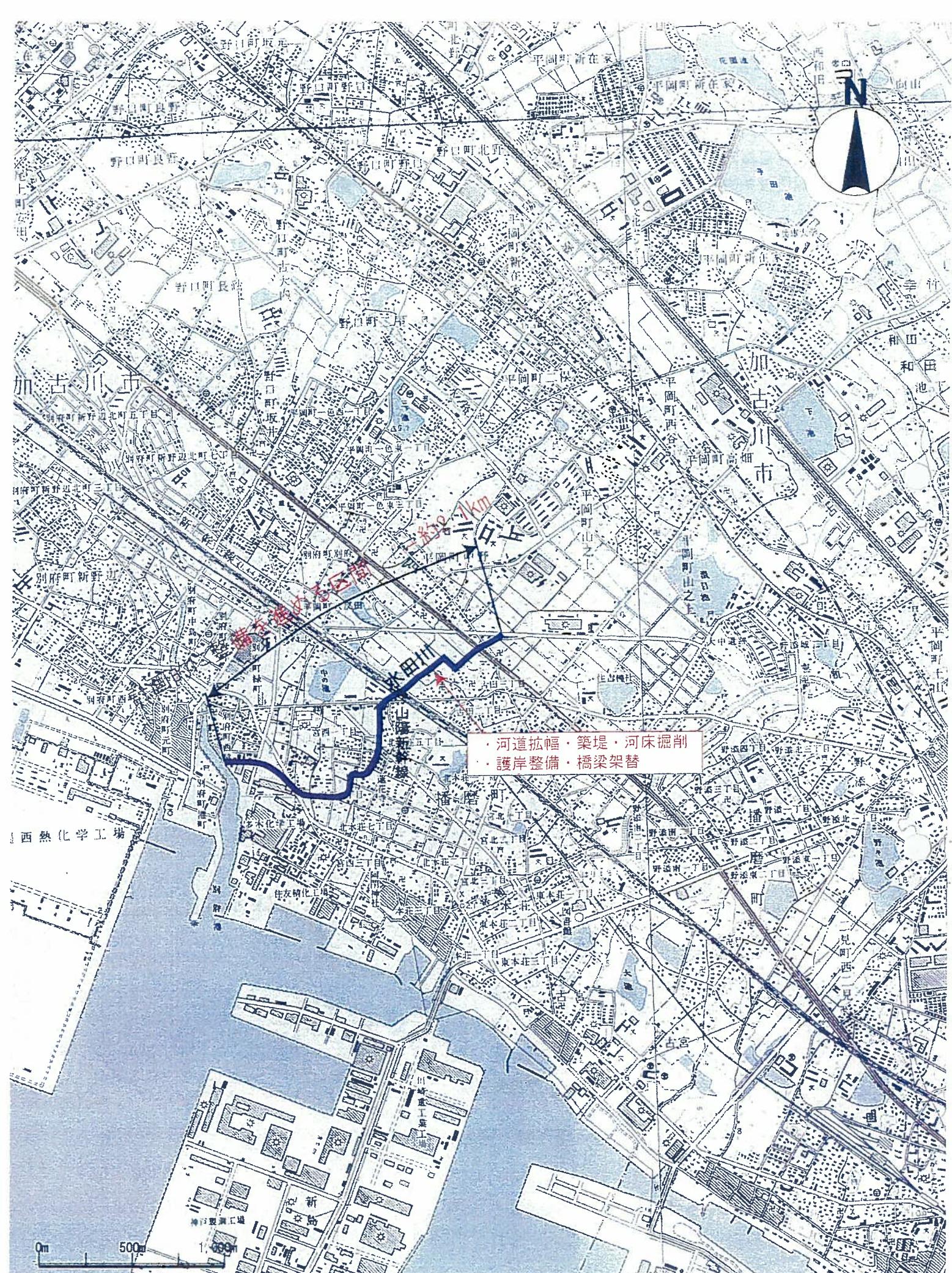
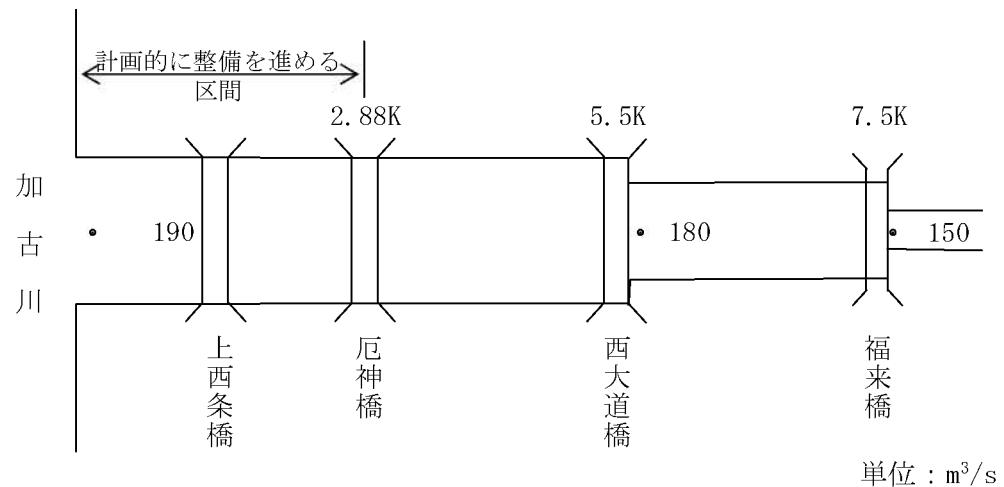


図-2.1.3(2) 水田川整備計画対象河川位置図 S=1/25,000

(4) 草谷川

草谷川は加古川合流点から改修を進めているものの、厄神橋までの一部区間の現状河道は、河積不足のため整備目標流量（昭和 58 年 9 月の台風 10 号と同程度の洪水流量）が流下出来ない。このため、整備目標流量を安全に流下させることを目的に、図 2.1.4 に示す箇所において河道拡幅、河床掘削等を行い、河積の増大を図る。



上西条橋付近

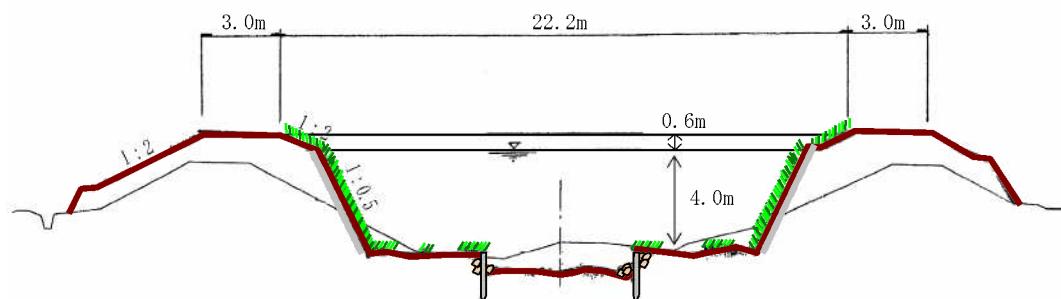


図-2.1.4(1) 草谷川整備計画概要図

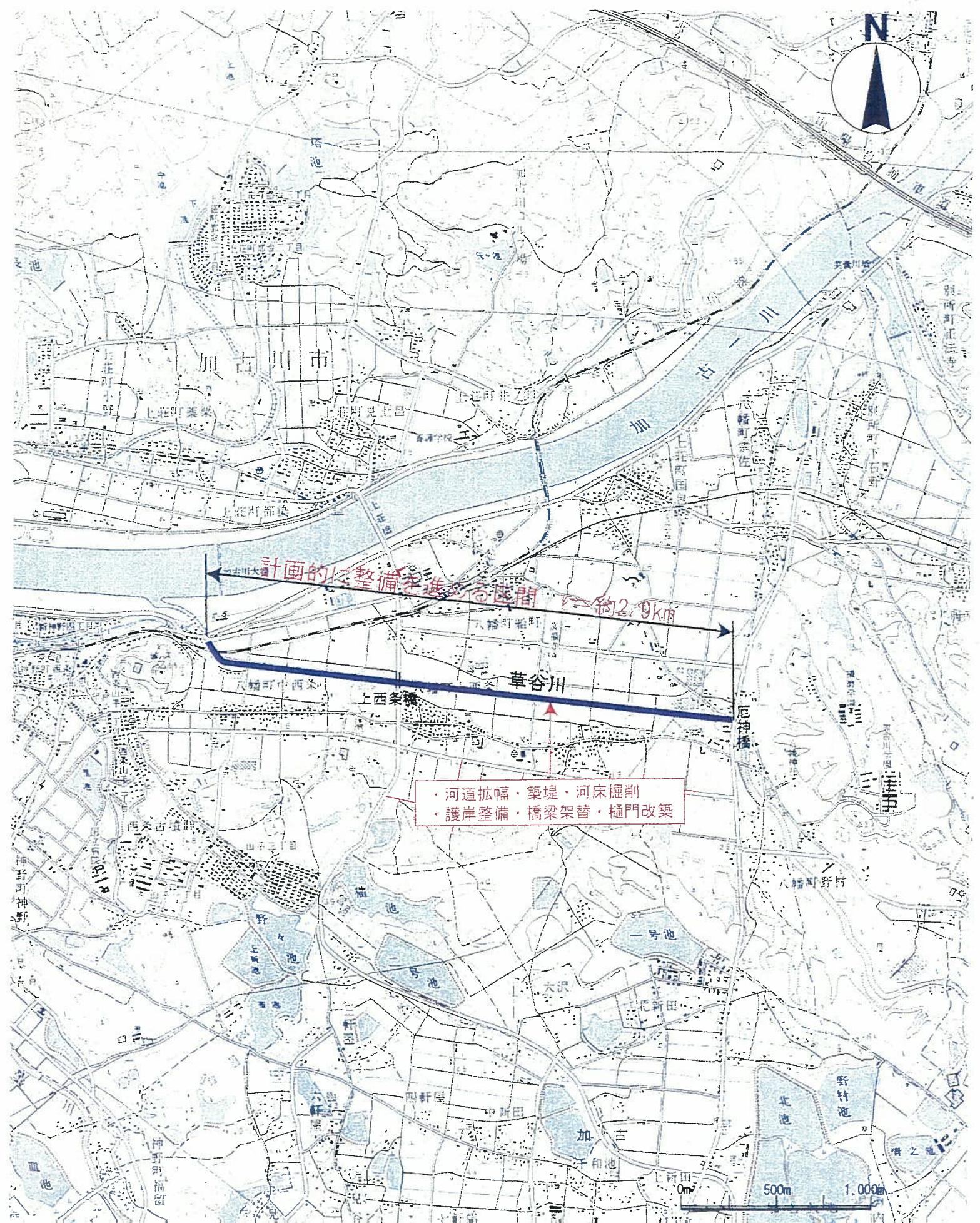


図-2.1.4(2) 草谷川整備計画対象河川位置図 S=1/25,000
20

2. 河川環境の整備

河川環境の整備に関しては、工事に伴う河川や周辺の自然環境へ与える影響の軽減に極力努め、河川水辺の国勢調査等によって生態系を確認するとともに、生態系に関する知識を深め、新しい知見を踏まえながら河川整備を行い、良好な河川環境の整備と保全を図るものとする。

整備実施にあたっては、河床の平滑化は極力行わず、瀬や淵の形成を促すように配慮する。さらに治水機能を確保したうえ、植物が生育しやすく、小動物の生息空間が確保できる環境保全型護岸などの採用に努める。

また工事中においては、濁水や土砂の流出の抑制に努めるとともに、希少種と判断される生態系（動植物）については、移植等によって極力保全に努めるものとする。

さらに、河川環境整備にあたっては水量・水質の実態を把握する事が必要不可欠であり、低水流量観測等を行いデータの蓄積に努める。

第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川の維持管理に際しては、これまでに整備された河川管理施設と今後実施する河川工事によって整備される施設を含め、治水・利水・環境の視点から調和がとれ、機能を十分に發揮できるよう努めるものとする。

1. 河川管理施設の維持管理

堤防等の河川管理施設については、機能の低下防止や所定の流下能力を確保するため、必要に応じて河川管理施設の点検・補修・修繕などを行うとともに、河道断面形状に対しても十分に注意を払い、適切な処理を行う。

河床に堆積した土砂等については、生物の生育・生息環境にも配慮し、河積確保のため必要な箇所については撤去を行う。また、河床の深掘れふかほについては、河床状況を把握し、生物の生育・生息環境にも配慮したうえで効果的な対策を行う。

2. 河川占用及び工作物の設置等への対応

許可工作物については、洪水時の洗掘や河積の阻害等、河川管理上において支障となることが予想される場合は、速やかに点検・修繕等の指導・監督を行う。また、施設の改築や新設に際しては、治水上はもとより、環境保全にも配慮するよう施設管理者に対し指導・監督を行う。

なお、河川利用を妨げる不法投棄・不法占用等については、関係市町や警察と連携し、監督処分を含めて対応する。

3. 河川環境の維持

地域住民が水と親しみ、自然とふれあえる場として利用できるよう、必要に応じて水辺空間整備を行うなど、河川環境の維持・改善に努める。

4. 水量・水質の保全

適正な河川管理を行うため、雨量・水位等の把握を行い、水質調査結果と併せて情報収集を行う必要がある。また、渇水による影響の軽減を図るため、渇水調整体制を整備し、情報収集・提供を行うとともに、関係市町や利水関係者等の関係機関と調整を図る。

水質事故等については、関係機関や住民等との連携により早期発見に努めるとともに、事故の状況把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等について関係機関と協力して、事故原因者に対し速やかに処理等を実施するよう指導・監督を行う。

第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

下流圏域の河川整備を円滑かつ、効果的に推進していくためには、加古川市、播磨町、稻美町はもとより圏域の沿川住民の理解と協力を得ることが不可欠である。このため、河川情報を住民等に積極的に提供し、河川整備、河川環境に関する意見等を十分に把握することが重要となる。これらの点を考慮し、関係機関や地域と一体となった河川整備の推進にあたり、下記の事項について取り組むこととする。

1. 河川情報の提供による水防活動の支援等

近年の気象状況では、局地的な集中豪雨が多発しており、整備途上段階で現況流下能力以上の洪水や整備目標流量を上回るような洪水が発生した場合には、甚大な被害が予想される。これらのことから、洪水時の雨量、水位等に関する情報を幅広く収集し、河川情報を提供することによって、水防活動を支援し、被害の軽減に努める。さらに、関係機関とも連携して水防体制の維持、強化を図るよう指導する。

また、地域の洪水に対する防災力を高めるために、平常時より水防団や住民に、過去の洪水災害実績や河川の改修状況などの情報を提供したり、ハザードマップの作成を行うなど災害時の対策に関する意識の高揚を図る。

2. 流域における取り組みへの支援等

河川を常に安全かつ適切に利用・管理する機運を高め、よりよい河川環境を地域ぐるみで積極的に作り出すためには、住民の理解と協力が不可欠である。このため、河川に関する情報の提供等によって、住民と緊密な関係を保つとともに、住民が河川に親しんでもらえるよう普及・啓発に努める。

また、水系全体として下流圏域とその他圏域との連携を図り、協働の見地から河川にかかる地域活動を支援する。